

2026年3月27日

当座勘定規定の一部改定について

平素より筑邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

筑邦銀行では、2026年4月1日より手形・小切手帳の新規発行停止を実施するにあたり、下記のとおり当座勘定規定および当座勘定規定（個人当座用）を一部改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 当座勘定規定の一部改定

| 改定日 | 2026年4月1日（水） | | | | | | | |
|---|--|--|-----|-----|--|--|---|---|
| 改定する規定 | 当座勘定規定 当座勘定規定（個人当座用） | | | | | | | |
| 改定内容 | <table border="1"><thead><tr><th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr></thead><tbody><tr><td>第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥～⑦ 省略</td><td>第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。 ⑥～⑦ 省略</td></tr><tr><td>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</td><td>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 （以下、削除）</td></tr></tbody></table> | | 改訂前 | 改訂後 | 第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥～⑦ 省略 | 第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。 ⑥～⑦ 省略 | 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 | 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 （以下、削除） |
| | 改訂前 | 改訂後 | | | | | | |
| | 第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥～⑦ 省略 | 第8条（手形・小切手用紙） ①～④ 省略 ⑤手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。 ⑥～⑦ 省略 | | | | | | |
| 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。 | 第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 （以下、削除） | | | | | | | |

以上